

参考図書

令和7年（2025年）年度

熊本市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託 設計書

履 行 場 所

熊本市中央区手取本町1番1号

履 行 期 間

契約締結日より 令和8年（2026年）3月31日 まで

熊 本 市

【業 務 概 要】

熊本市役所本庁舎の自家用電気工作物の保安管理業務委託をするもの。

【主な設備一覧】

(1) 受電部 1 式

6,600V 2回線受電 受電設備 4,850kVA 契約電力1,150kW(予定)

(2) 低圧電気設備 1式

(3) 自家用発電機設備 1 式

非常用発電機 6,600V 1,000kVA ディーゼル発電機 1台

太陽光発電設備 単相3線 10kW

(4) 蓄電池設備 HS-1200E 54セル 1 式

令和7年（2025年）年度

熊本市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託 内訳書

履 行 場 所

熊本市中央区手取本町1番1号

履 行 期 間

契約締結日より 令和8年（2026年）3月31日 まで

熊 本 市



# 内 訳 明 細 書

別紙明細- 1

	名 称	規 格・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
					円	円	
	保安管理費						
1	保安管理業務費		6	ヶ月			
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
	合計						

## 熊本市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託共通仕様書

### 1 適用

自家用電気工作物の設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、電気主任技術者の免状を持っている者を電気主任技術者として選任しなければならない。(電気事業法第 43 条) ただし、7,000V 以下で受電する需要設備等に係る事業場については、電気事業法施行規則第 52 条の 2 に規定する要件に該当する者と、当該事業場の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)の委託契約を締結し、経済産業大臣の承認を受けた場合は、電気主任技術者を選任しないことができる。(施行規則第 52 条第 2 項、施行規則第 53 条) 以上の法的要件により、熊本市の設置する自家用電気工作物の保安管理業務を委託するもの。

### 2 業務の実施体制

調査職員及び業務責任者は、互いに協力連携して保安管理業務に当たらなければならない。

### 3 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は特記仕様書Ⅲ 対象設備の概要に掲げる電気工作物とする。

### 4 点検、測定及び試験等

受託者が実施する点検、測定及び試験等の基準は、特記仕様書のとおりとする。

特記仕様書の「4 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」及び「5 工事に関する点検、測定及び試験項目」に該当する設備機器がないものは本仕様に含まない。

点検、測定及び試験を実施した結果、技術基準に適合しない項目や不具合があった場合、速やかに調査職員に報告し、とるべき措置について指示又は助言を行うこと。

### 5 事業場への到達時間

委託者より連絡があった場合は、受託事業場に 1 時間内に到達するよう努めること。

### 6 点検時間の制約

停電作業は調査職員の指示によって日程を調整し、必ず予備日を設けること。本委託においては 11 月～2 月の土曜日夜から日曜日明け方に実施するものとし、停電時間中に高圧機器の点検及び低圧機器の点検も同時に行うこと。

### 7 点検頻度

月次点検の点検頻度は、特記仕様書の通りとする。

### 8 年次点検

年次点検は、原則として停電点検を実施する。また、年次点検において不具合が見つかったものについては、点検後速やかに調査職員に連絡すること。

## 9 防災拠点施設及び避難施設について

本庁舎は、災害時等の有事の際には防災活動の拠点や市民の避難場所となる。そのため、有事の際に異常等が発生し、委託者から要請があった場合は、防災活動に支障が生じないように、また避難者に迷惑がかからないよう、優先的かつ速やかに出向し、必要な措置をとること。

## 10 絶縁監視装置

絶縁監視装置を設置して常時絶縁状態を監視すること。

## 11 業務内容の変更

対象施設の改修工事等の工程変更や施設の運用上の制限、対象設備の故障、施設内における事故・災害、その他やむを得ない事情により、既定の業務内容に変更を要する場合は、対応について委託者と受託者で協議する。

## 12 検査及び委託料の支払い

委託料は、年2回払いとする。受託者は、各支払期の業務終了後、速やかに完了届を提出すること。完了届の提出の際は、事前に対象となる支払期の点検報告書の提出が済んでいること。完了届が提出された場合、委託者は検査を行い、検査に合格したときは、受託者は委託料の支払いを請求することができる。

## 14 提出書類

下記の書類を各々必要な時期に提出すること。なお、提出部数については、調査職員の指示を受けること。

	提出書類	提出時期
①	着手届	契約後速やかに
②	業務計画書	契約後速やかに
③	連絡先	契約後速やかに
④	賠償責任保険証の写し	保険加入後速やかに
⑤	外部委託申請書の写し	承認後
⑥	作業計画書	作業実施前に
⑦	点検報告書	点検実施後速やかに
⑧	成果品写真	委託期間末日
⑨	完了届	12月末日、3月末日
⑩	請求書	12月末日、3月末日

「⑦ 点検報告書」のうち、年次点検報告書の提出時には以下の書類を添付すること。

- ・ 単線結線図
- ・ 構内配置図
- ・ 主要設備機器の設備台帳及び更新推奨時期

## 熊本市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託一般仕様書

### 1 目的

熊本市役所本庁舎の自家用電気工作物を安全に使用するため、円滑に点検及び管理をするために必要事項を定めるもの。

### 2 適用

- (1) この熊本市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、熊本市総務局行政管理部管財課が発注する熊本市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務に適用する。
- (2) 保安管理業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次のアからエの順番とし、これによりがたい場合は「25 疑義に対する協議等」による。
  - ア 契約書（頭書及び条項をいう。）
  - イ 共通仕様書
  - ウ 特記仕様書
  - エ 一般仕様書

### 3 用語の定義

- (1) 「調査職員」とは、契約書に規定する調査職員をいい、保安管理業務の進捗状況の確認及び履行状況の調査を行う者で、委託者が指定する者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、受託者が電気管理技術者の場合は受託者本人を、受託者が電気保安法人の場合は各事業場を担当する保安業務担当者を、受託者が団体の場合は各事業場を担当する電気管理技術者又は保安業務担当者をいう。
- (5) 「代行者」とは、緊急時等に業務責任者が保安管理業務を実施できない場合、一時的に業務責任者に代わって保安管理業務を実施する者をいう。
- (6) 「補助者」とは、業務責任者が必要に応じて保安管理業務に同行させる、保安管理業務の実施を補助する者をいう。
- (7) 「業務責任者等」とは、業務責任者、代行者及び補助者をいう。
- (8) 「承諾」とは、受託者等が調査職員に対し書面で申し出た事項について、調査職員が了解することをいう。
- (9) 「調査職員の指示」とは、調査職員が受託者等に対し業務の実施上必要な事項を、業務責任者に書面によって示すことをいう。
- (10) 「調査職員と協議」とは、協議事項について、調査職員と受託者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (11) 「調査職員の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び調査を行う

ため、調査職員がその場に臨むことをいう。

(12) 「作業等」とは、点検、清掃、部品取替及び不具合発生時の調査の事をいう。

#### 4 法規等の遵守

業務の実施にあたっては、電気事業法、電気事業法施行規則、労働安全衛生法、電気工事士法、電気通信事業法、消防法、建築基準法、電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）、熊本市契約約款、その他関連法規等を遵守すること。

#### 5 業務内容

保安全管理業務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電気工作物の点検、測定及び試験等に関すること。
- (2) 電気工作物の記録、引継ぎに関すること。
- (3) 電気工作物の事故発生時等の対応に関すること。
- (4) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (5) 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- (6) 電気工作物の工事の保安に関すること。

#### 6 点検、測定及び試験等

受託者が実施する点検、測定及び試験等の基準は、特記仕様書に示す。

#### 7 記録及び引継ぎ

##### (1) 記録

受託者は、次に掲げる保安全管理業務に関する記録を作成すること。委託者及び受託者は、これらの記録を電気事業法施行規則、九州産業保安監督部の定める必要な期間保存するものとする。

ア 点検、測定及び試験の記録（月次点検時、年次点検時）

イ 電気事故に関する記録（都度）

ウ 主要設備機器の仕様や耐用年数等を記載した設備台帳並びにその補修記録（年次点検時）

##### (2) 引継ぎ

履行期間中に業務責任者を変更する場合、又は履行期間の終了に伴い受託者が変更になる場合はこれらの記録及びその他必要事項を必要に応じて受託者に引継ぐこと。

#### 8 事故発生時等の対応

電気事故、その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、委託者又は九州電力株式会社等から通知を受けたときに、受託者は、早急に出向して事故原

因を調査し応急処置を施し、必要に応じて臨時点検を行うこと。また、再発防止についてとるべき措置を速やかに調査職員に指示又は助言すること。

電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、提出書類の作成及び報告の手続きを行うこと。

## 9 災害対策

台風、水害、地震等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、委託者からの要請に対し、迅速な対応が可能な体制をとること。

## 10 保安教育

(1) 委託者の職員に対する電気工作物の保安に関する必要な事項について行う講習会について委託者から要請を受けた場合、受託者は講習会を開催すること。

(2) 委託者の職員に対する電気工作物の保安に関する教育、電気事故等が発生した場合の措置について行う訓練について委託者から要請を受けた場合、受託者はその訓練に協力すること。

## 11 工事の保安

電気工作物の工事が行われる場合は、設計の協力、工事の立会い、工事期間中の点検及び竣工検査を行うこと。その際、技術基準への不適合または不適合の恐れがある場合は、とるべき措置について指導又は助言を行うこと。

電気工作物以外の停電を伴う工事について委託者から要請を受けた場合は、必要に応じて工事の立会いを行うこと。

## 12 清掃

点検時には、併せて清掃を行うこと。特に停電点検時には、通電時では触れることが出来ない箇所について十分に清掃を行うこと。

## 13 立入検査

電気事業法第 107 条第 3 項に基づいて行われる立入検査がある場合は、委託者の通知に基づき、業務責任者が立会いを行うこと。

## 14 連絡体制

電気事故、災害発生等の緊急時に備え、24 時間受付可能な連絡体制をとること。

## 15 本人確認

委託者は、業務責任者等が保安全管理業務を実施する際、業務責任者等が契約書等に記載された本人であることを確認する。その際、業務責任者等は身分証明書を提示すること。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

#### 1.6 代行者

業務責任者が電気管理技術者の場合、一の事業場に2人の代行者を定めること。

#### 1.7 九州産業保安監督部への届出

- (1) 受託者との契約が締結された場合、受託者は契約期間の開始日から速やかに、その責任において手続き書類を作成し、九州産業保安監督部長宛に電気事業法施行規則第53条第1項に定める書類を添え、保安全管理業務外部委託申請書並びに保安規程届出書を提出すること。また、承認後に申請書類の写しを提出すること。
- (2) 前項(1)の申請が承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合、委託者はこの契約を契約開始日に遡って一方的に解除できるものとする。
- (3) 業務責任者の変更、工事による設備の変更等の手続きについては、受託者の責任において行うこと。

#### 1.8 業務計画書

業務責任者は、契約締結後速やかに、着手届とともに、実施体制、全体工程及び業務責任者等有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、調査職員の承諾を受ける。

#### 1.9 作業計画書（点検予定表）

業務責任者は、業務計画書に基づき点検及び共通仕様書で定められた作業（以下「作業等」という。）を行うときは、あらかじめ調査職員と協議の上、実施日時及び作業内容等を定めた作業計画書を作業開始前までに提出すること。特に停電を伴う点検を行う際には、停電時間の制約等があるため、事前に協議を行うこと。ただし、軽微な作業等で調査職員の了解を受けた場合においてはこの限りではない。

#### 2.0 連絡先

契約後、速やかに業務責任者及び代行者の連絡先及び緊急連絡先を調査職員に提出すること。また、業務責任者及び代行者の連絡先及び緊急連絡先を記したシールをキュービクル高圧盤外面に貼ること。

#### 2.1 賠償責任保険

業務の履行中に受託者の過失により委託者または第三者に損害を与えた場合に、その損

害を補償することが可能な保険に加入すること。（波及事故による第三者への損害賠償も可能な内容であること）また、加入後は速やかに保険証書の写しを提出すること。

## 2.2 業務報告

受託者は、点検終了後、速やかに「7 記録及び引継ぎ」に従い点検結果を記載した報告書を作成し、提出すること。

また、事故発生時においては応急処置、事故原因、再発防止策や技術基準に適合しない箇所等の措置について、調査職員に速やかに報告すること。

## 2.3 安全管理

### (1) 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

### (2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧活線作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

### (3) 保護具、防護具の使用

受託者は高圧接近作業を行う場合は適正な絶縁用防具、絶縁用保護具を使用しなければならない。（労働安全衛生規則第 342、343 条）

受託者は保護具、防護具を定期的に（6 ヶ月に 1 回以上）耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。（労働安全衛生規則第 351 条）

また、その記録は委託者の求めがあったときは直ちに開示しなければならない。

## 2.4 受託者の負担範囲

業務に係る受託者の負担範囲は以下のとおりとする。

- (1) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道の使用に係る費用は、原則として委託者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受託者の負担とする。
- (4) 清掃に必要な資機材は、受託者の負担とする。
- (5) 工事に伴う立会い、竣工検査に係る費用は、受託者の負担外とする。

## 2.5 疑義に対する協議等

- (1) 本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。

(2) (1)の協議を行った結果、仕様書の訂正又は変更を行う場合は、受託者及び委託者の協議による。

(3) (1)の協議を行った結果、仕様書の訂正又は変更に至らない場合は、調査職員と協議した結果について記録を整備すること。

## 2.6 作業等の注意事項

作業等の際に既存の施設及び設備等を損傷した場合は、速やかに調査職員に報告し、受託者の負担において同一材料で原形に復旧すること。また、作業等によって損傷する恐れがある場合は、事前に連絡すること。

## 2.7 他業務との協力連携

業務の実施に当たっては、必要に応じて、他の保守点検業務の受託者と事前に協議を行う等、互いに協力すること。

## 2.8 一括再委託等の禁止

原則として、受託者は、業務の全部若しくは一部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 2.9 履行期限

契約書に示す履行期限を厳格に守るとともに、本市の報告書検収及び受託者の修補等に要する期間を十分考慮して計画的に業務を実施すること。

## 3.0 契約の保証

委託業務の契約保証に必要な費用は、業務委託料に見込んでいる。

## 3.1 仮設発電機等の範囲

停電作業の際は、保守点検作業箇所、守衛室、トイレ、総合防災盤及び中央監視室等の電灯・コンセント用電力を供給すること（1φ 210V-105V 9.9kVA程度）。事前に調査職員と協議し決定すること。

## 3.2 作業時間、停電条件

(1) 点検の実施時期は土曜日・日曜日及び祝祭日の夜間(1日)で実施するものとする。

(2) 本庁舎の停電時間は原則、20時～翌朝6時までとする。

(3) 本庁舎の停電条件は、下記のとおりとする。

・本線、予備線の気中開閉器の開放

(4) 発注者は、天候不順等による急な点検日の変更を要請することがある。それに伴

い、点検回数の増加が生じた場合でも本契約の範囲で処理するものとし、業務委託料の変更は行わないものとする。

### 3.3 機器の取扱いに関して

対象の機器のうち「熊本市役所本庁舎受変電設備その他改修工事」の受注者（以下、工事受注者）が設置したものは、引き渡し前は工事受注者の所有物であることから、作業前に十分協議を行い、了承を得た上で作業を行うものとし、機器の取扱いには十分注意すること。点検等に伴い、受注者の過失で破損・汚損させた場合は、工事受注者の求めに応じて復旧等させること。

### 3.4 その他

既存の特別高圧設備の廃止に伴う、電気主任技術者の解任の届出は発注者が行うが、申請書の作成協力等、本契約の範囲で対応すること。

# 特記仕様書

## I 履行場所

熊本市中央区手取本町1番1号

## II 履行期間

契約締結日 から 令和8年(2026年)3月31日  
(電気主任技術者外部委託期間は令和7年10月1日より)

## III 対象設備の概要

- 1 事業所の契約電力(予定)  
1,150kW
- 2 事業所の受電電圧  
6,600V(本線予備線2回線受電)
- 3 事業場の受電設備容量  
4,850KVA
- 4 非常用発電機の容量  
1,000KVA(6,600V)
- 5 高圧受電設備形態  
高圧単線系統図参照

## IV 点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

### 1 点検の種類

- (1) 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (2) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因究明等をいう。
- (4) 工事期間中の点検は、設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。
- (5) 竣工検査は、設置又は変更の工事が完成した場合において、関係法令等に基づき施行されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

### 2 点検の実施回数

- (1) 月次点検  
月次点検の実施回数は、月1回以上とする。
- (2) 年次点検  
年1回、停電し各種設備の点検を行うこと。
- (3) 臨時点検  
必要の都度実施するものとする。
- (4) 工事期間中の点検  
工事期間中において毎週1回以上行うものとする。
- (5) 竣工検査  
工事完成後行うものとする。  
(「熊本市本庁舎受変電設備その他改修工事」で設置するものを除く)

### 3 点検の方法

- (1) 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。  
ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無  
イ 電線と他物との離隔距離の適否  
ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無  
エ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。
- (3) 工事期間中の点検とは、上記(1)に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うことをいう。

4 維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
受 電 設 備  (含む二次受電設備)	責任分界となる 開閉器 引込線等 電線及び支持物 ケーブル	外 観 点 検	○	○	必 要 の つ ど
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		継 電 器 動 作 試 験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
	遮 断 器 開 閉 器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		継 電 器 動 作 試 験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		※1 絶縁油の点検・試験		○	
	※1 内 部 点 検		○		
	断 路 器 電 力 用 ヒューズ 避 雷 器 計 器 用 変 成 器 母 線 電 力 用 コンデンサ そ の 他 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		漏 え い 電 流 測 定	○	○	
		※1 絶縁油の点検・試験		○	
※1 内 部 点 検			○		
配 電 盤 及 び 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○		
	電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○		
	観 察 点 検		○		
	絶 縁 抵 抗 測 定		○		
	継 電 器 動 作 試 験		○		
受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外 観 点 検	○	○		
	観 察 点 検		○		
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○		
	観 察 点 検		○		
	接 地 抵 抗 測 定		○		

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	必 要 の つ ど
	電気使用場所の設備	電動機 電熱機 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他機器類 接地装置	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 接地抵抗測定	○  ○ ○	
非常用予備発電設備	原動機 及び 付属装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		保護装置動作試験		○	
		始動停止試験	○	※3 ○	
	発電機 及び 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	
		発電電圧・周波数等測定	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	
	小出力発電設備	原動機・付属装置 発電機・励磁装置	非常用予備発電設備に準ずる	同左	
水力設備及び付属装置		外観点検	○	○	
風力設備及び付属装置		観察点検		○	
太陽電池及び付属装置		絶縁抵抗測定		○	
燃料電池及び付属装置		絶縁抵抗測定		○	
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		液量点検		○	
		電圧・比重・液温測定		○	
	充電装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	絶縁監視装置	外観点検	○	○	
		設定値確認・検知動作試験	○	○	
自動伝送試験		○	○		
設定値の誤差確認			○		

- (注) (1) ※ 1 を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。  
 なお、PCB油混入のおそれがある場合、その一部又は全部を省略することができる。
- (2) ※ 2 を付した項目は、漏れ電流測定記録により代えることができる。
- (3) ※ 3 を付した項目は、自動で起動及び停止を行うものとする。

5 工事に関する点検、測定及び試験項目

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
受 電 設 備  ( 含 む 二 次 受 電 設 備 )	責任分界となる	外 観 点 検	○	○
	開 閉 器	観 察 点 検		○
	引 込 線 等	絶 縁 抵 抗 測 定		○
	電線及び支持物	継 電 器 動 作 試 験		○
	ケ ー ブ ル	継電器との結合動作試験		○
	遮 断 器	外 観 点 検	○	○
	開 閉 器	観 察 点 検		○
	断 路 器	絶 縁 抵 抗 測 定		○
	電力用ヒューズ	継 電 器 動 作 試 験		○
	避雷器	継電器との結合動作試験		○
	計器用変成器	※ 絶縁油の点検・試験		○
	電力用コンデンサ	※ 内 部 点 検		○
	その他高圧機器			
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○
	配 電 盤	観 察 点 検		○
	及 び	絶 縁 抵 抗 測 定		○
	制 御 回 路	継 電 器 動 作 試 験		○
	受電設備の建物・室	外 観 点 検	○	○
	キュービクルの外箱	観 察 点 検		○
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○
観 察 点 検			○	
接 地 抵 抗 測 定			○	
配電設備	開 閉 器 遮 断 器 変 圧 器 配 電 線 電線及び支持物 接 地 装 置	受 電 設 備 に 準 ず る	同左	同左
電 気 使 用 場 所 の 設 備	電 動 機	外 観 点 検	○	○
	電 熱 機	観 察 点 検		○
	電 気 溶 接 機	絶 縁 抵 抗 測 定		○
	照 明 装 置	接 地 抵 抗 測 定		○
	配線及び配線器具 その他機器類 接 地 装 置			
絶縁監視装置	外 観 点 検	○	○	

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の 点検	竣工検査
非常用予備発電設備（小出力発電設備含む）	原 動 機 及 び 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		保 護 装 置 動 作 試 験		○
		始 動 停 止 試 験		○
	発 電 機 及 び 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○
		発 電 電 圧 ・ 周 波 数 等 測 定		○
		観 察 点 検		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
	開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受 電 設 備 に 準 ず る	同左	同左
	水力設備及び付属装置	外 観 点 検	○	○
風力設備及び付属装置	観 察 点 検		○	
太陽電池及び付属装置	絶 縁 抵 抗 測 定		○	
燃料電池及び付属装置				
蓄電池設備	蓄 電 池 及 び 充 電 装 置	外 観 点 検	○	○
		観 察 点 検		○
		液 量 点 検		○
		電 圧 ・ 比 重 ・ 液 温 測 定		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		接 地 抵 抗 測 定		○

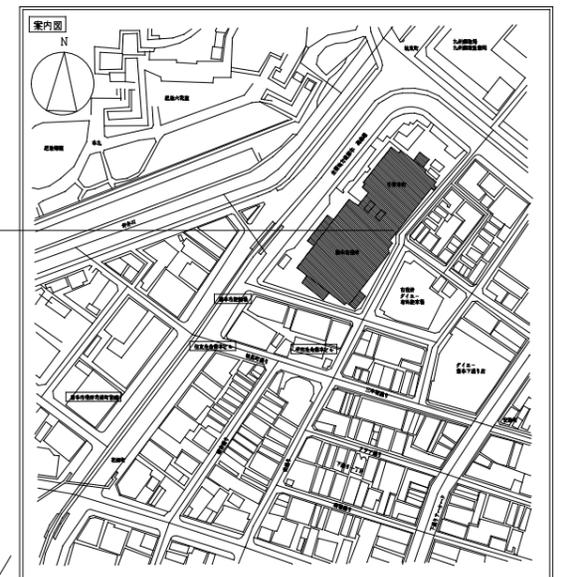
- (注) (1) 工事期間中の巡視、点検において、点検の一部又は全部を電気管理技術者等以外の者に実施させる場合は、電気管理技術者等の監督のもとに行い、その結果の記録を掲示し、電気管理技術者等からの指導、助言を受けるものとする。
- (2) 竣工検査において、点検、測定及び試験項目の一部又は全部を電気管理技術者等以外の者に実施させる場合は、電気管理技術者等に立ち合わせるとともに、点検、測定及び試験の結果の記録を掲示し、電気管理技術者等は必要に応じて指導、助言するものとする。
- (3) ※ を付した項目は必要が認められる場合に行う。

# 令和7年度（2025年度）

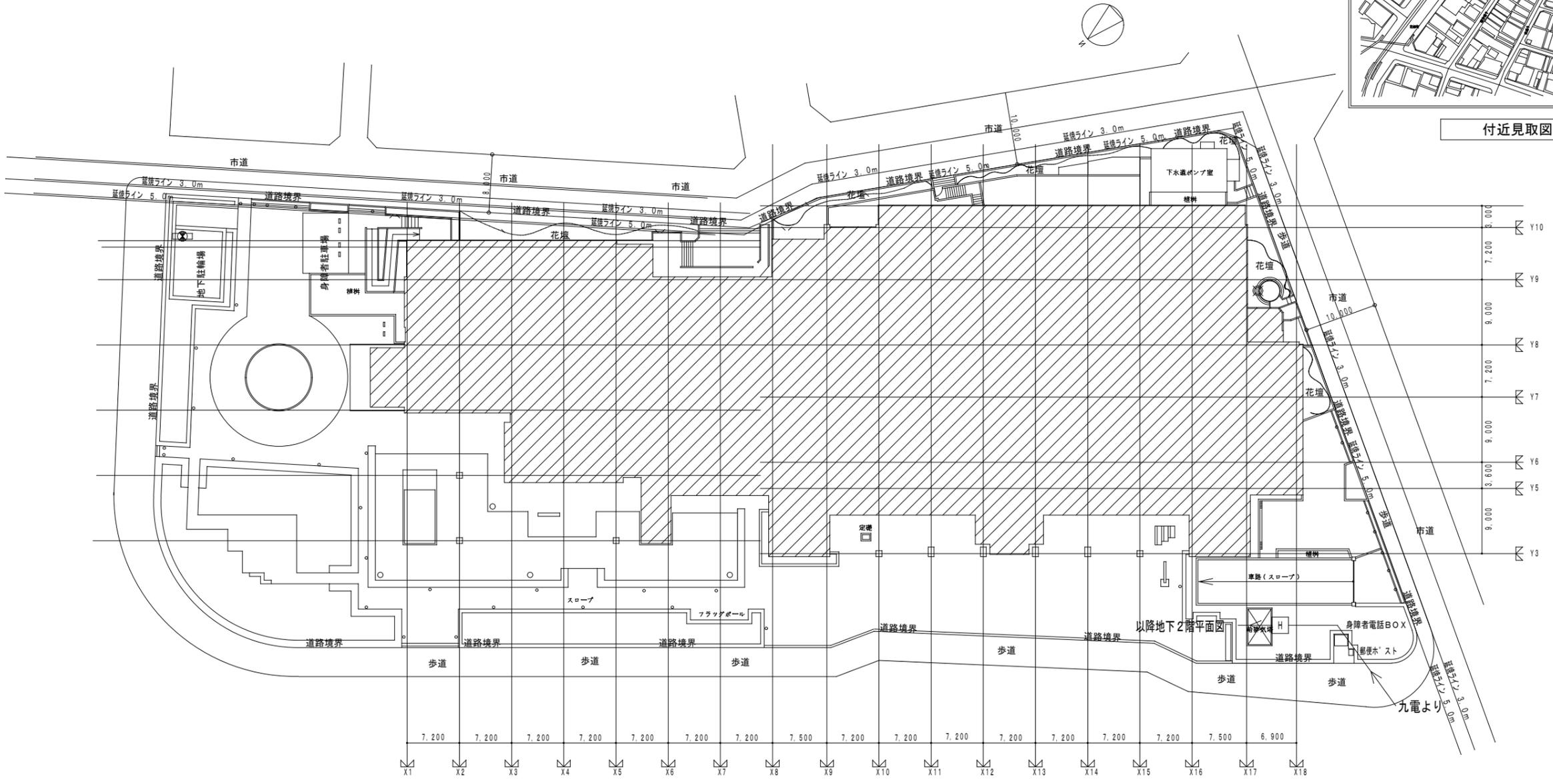
## 熊本市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託

図面番号	図面名称	SCALE
E — 00	表紙・図面リスト	—
E — 01	配置・付近見取図	S=1/650
E — 02	地下2階受変電設備単線結線図	—
E — 03	4階非常系統受変電設備単線結線図	—
E — 04	地下2階平面図	—
E — 05	4階平面図	S=1/400

熊本市本庁舎  
熊本市中央区手取本町1-1



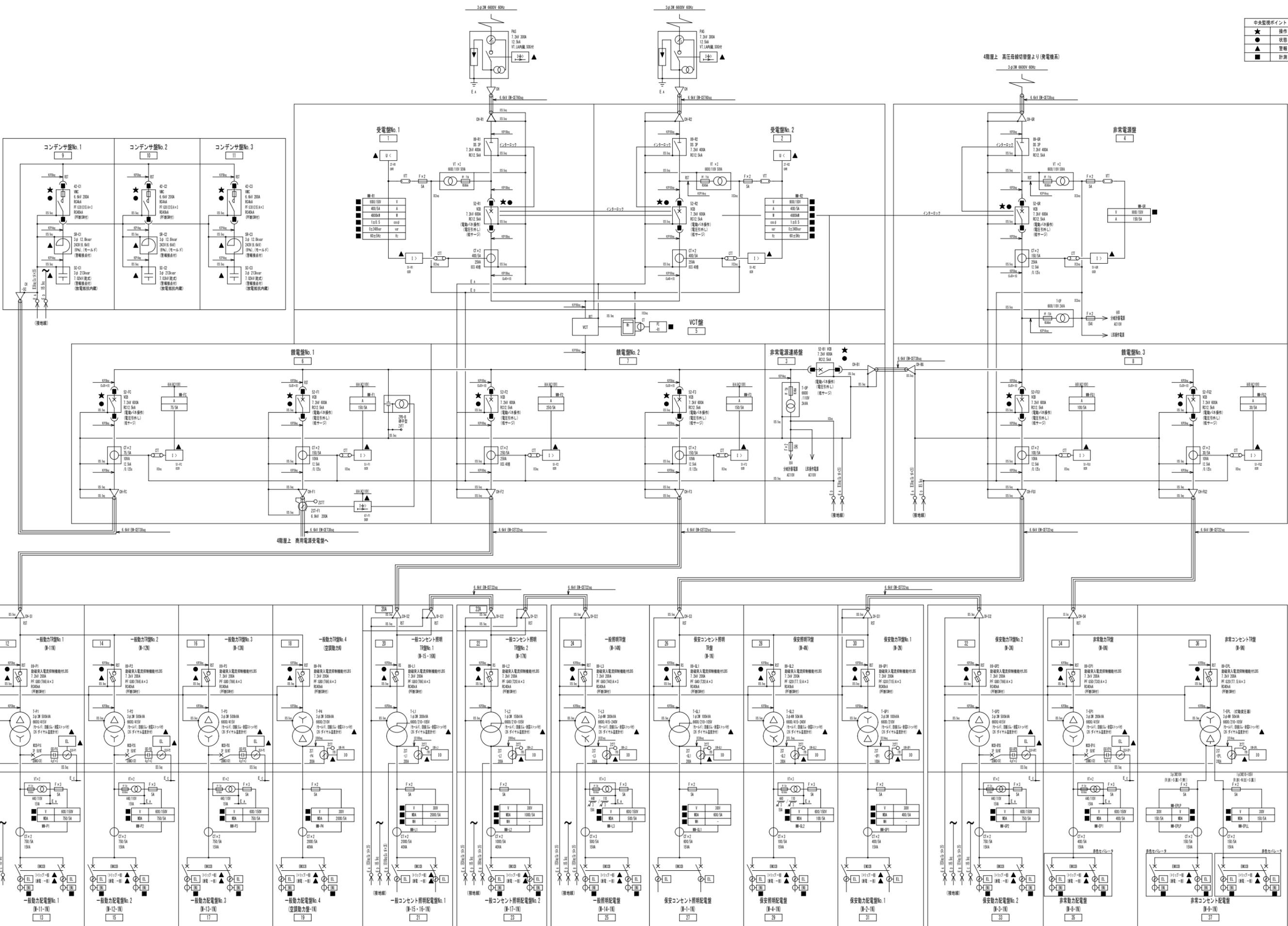
付近見取図



配置図 1 : 650

委託名	熊本市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託	図面名	配置・付近見取図	縮尺	1/650 (A3)			E 01	C 熊本市総務局行政管理部管財課
-----	------------------------	-----	----------	----	------------	--	--	---------	------------------

●	中央監視ポイント
★	操作
▲	注意
■	計測



熊本市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託

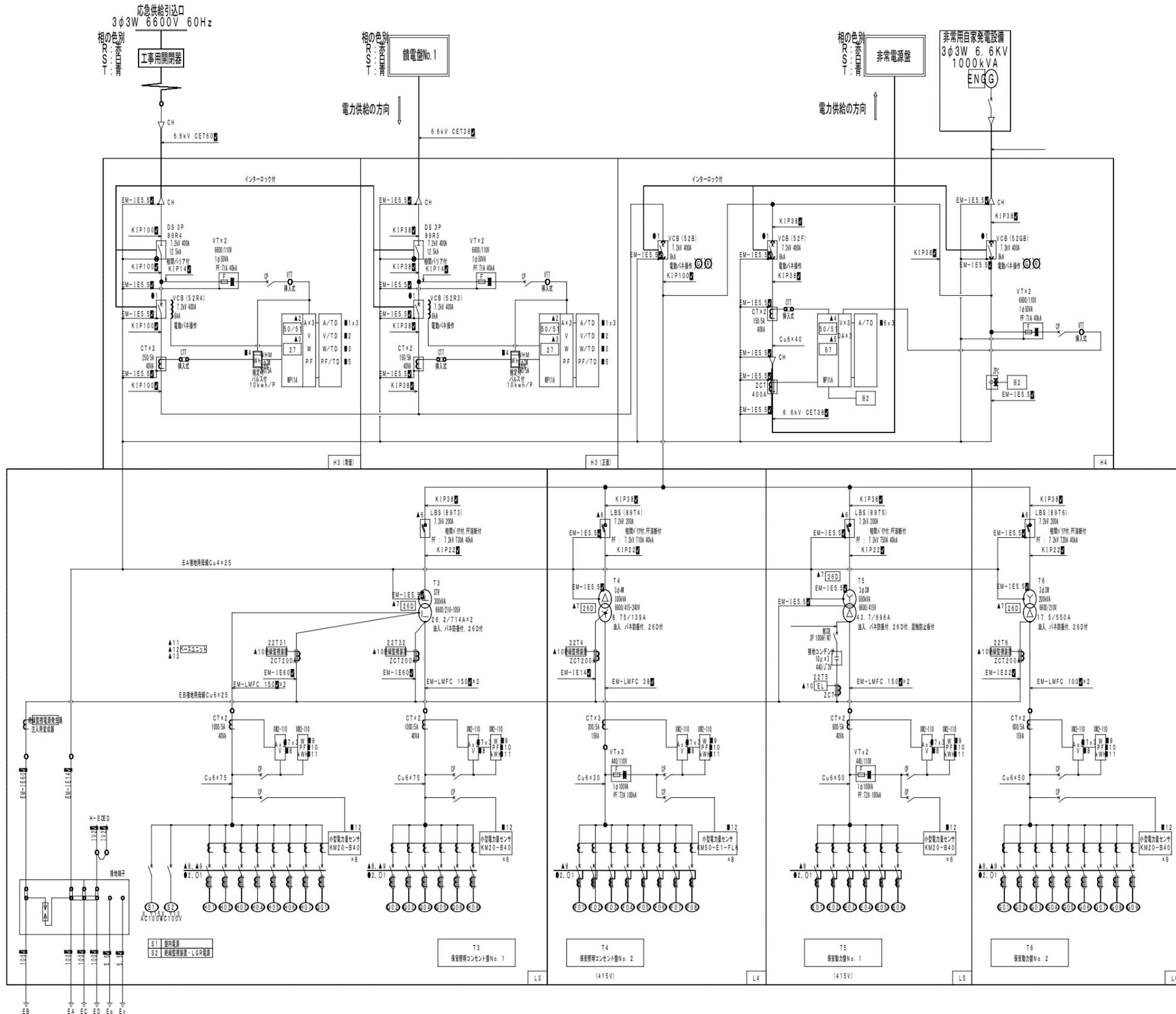
地下2階受変電設備単線結線図

縮尺

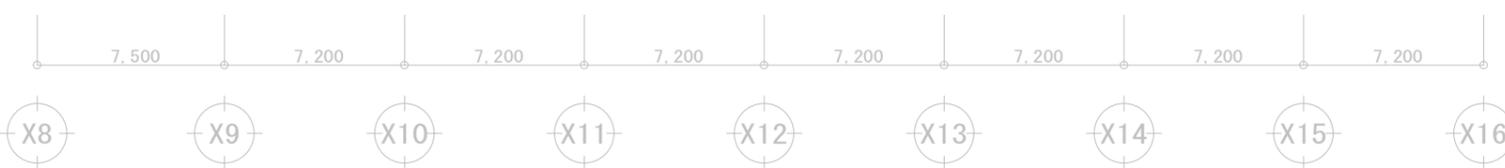
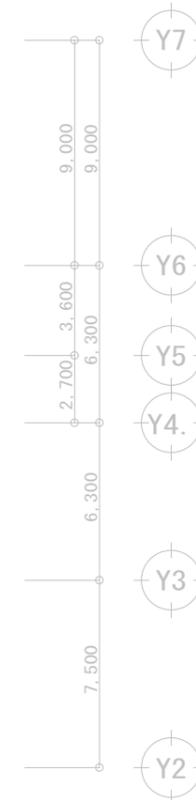
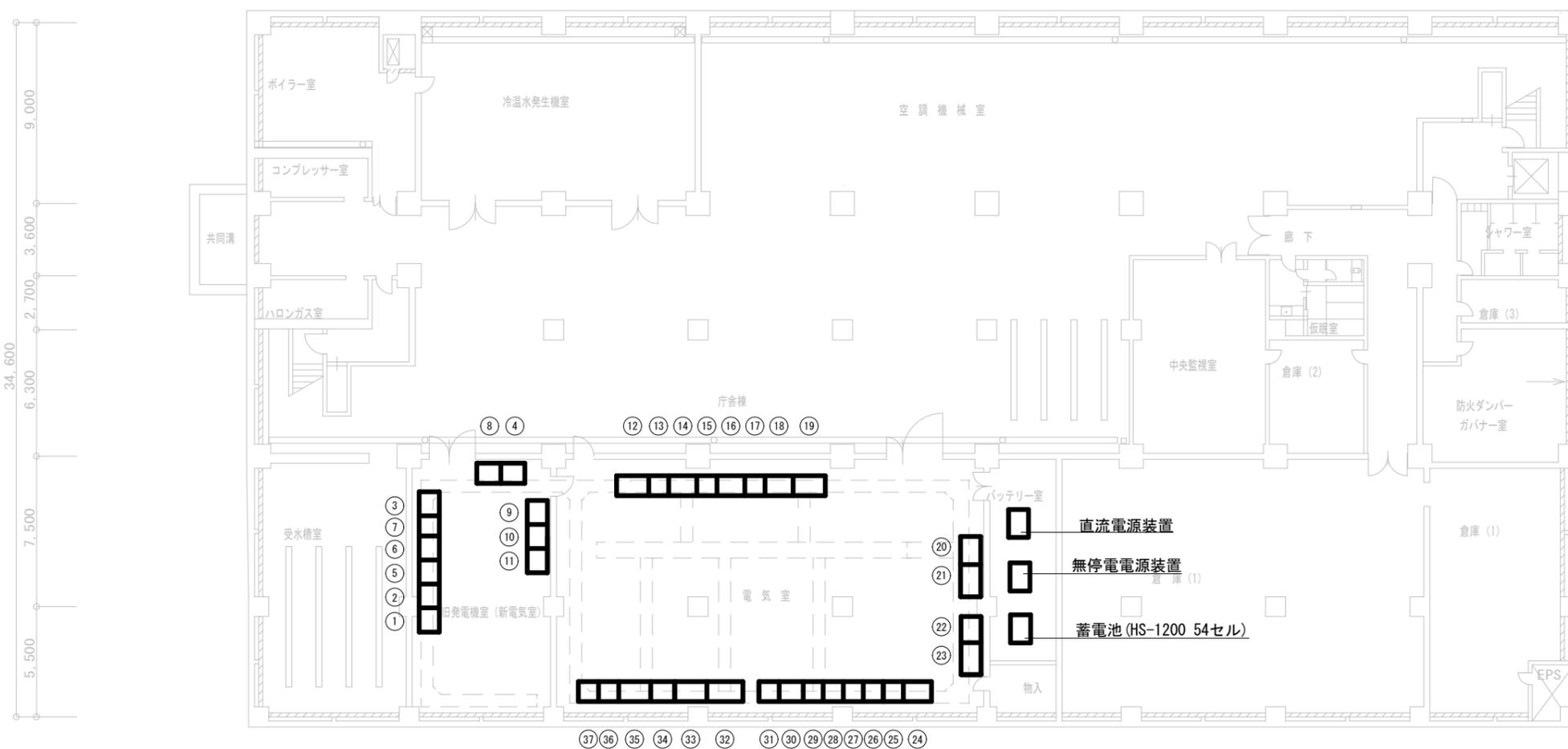
E  
02

C

熊本市総務局行政管理部管財課

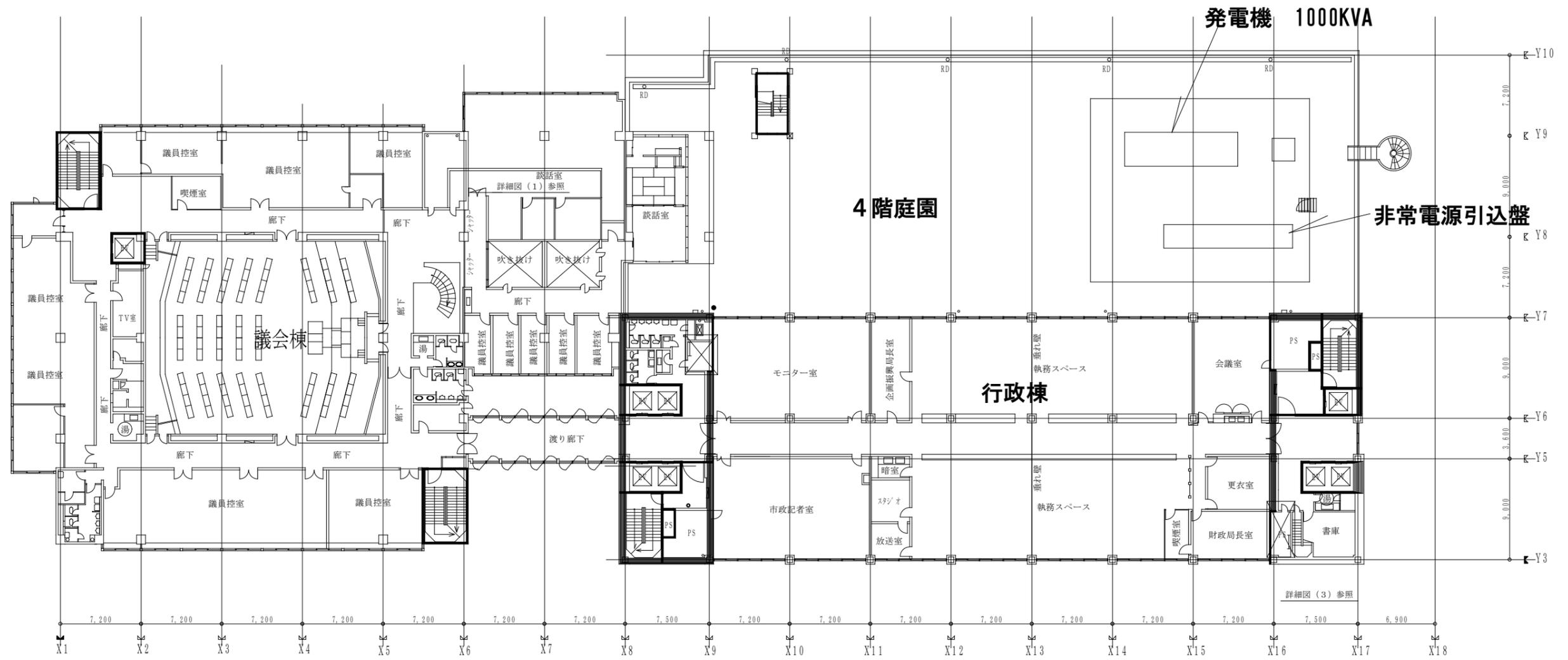


65,400



地下2階平面図 S=1:200

No	盤名称	No	盤名称
①	受電盤No. 1	⑳	一般コンセント照明TR盤No. 1 (M-15・16N)
②	受電盤No. 2	㉑	一般コンセント照明配電盤No. 1 (M-15・16-1N)
③	非常電源連絡盤	㉒	一般コンセント照明TR盤No. 2 (M-17N)
④	非常電源盤	㉓	一般コンセント照明配電盤No. 2 (M-17-1N)
⑤	VCT盤	㉔	一般動照明TR盤 (M-14N)
⑥	き電盤No. 1	㉕	一般動照明配電盤 (M-14-1N)
⑦	き電盤No. 2	㉖	保安コンセント照明TR盤 (M-1N)
⑧	き電盤No. 3	㉗	保安コンセント照明配電盤 (M-1-1N)
⑨	コンデンサ-盤No. 1	㉘	保安照明TR盤 (M-4N)
⑩	コンデンサ-盤No. 2	㉙	保安照明配電盤 (M-4-1N)
⑪	コンデンサ-盤No. 3	㉚	保安動力TR盤No. 1 (M-2N)
⑫	一般動力TR盤No. 1 (M-11N)	㉛	保安動力配電盤No. 1 (M-2-1N)
⑬	一般動力配電盤No. 1 (M-11-1N)	㉜	保安動力TR盤No. 2 (M-3N)
⑭	一般動力TR盤No. 2 (M-12N)	㉝	保安動力配電盤No. 2 (M-3-1N)
⑮	一般動力配電盤No. 2 (M-12-1N)	㉞	非常動力TR盤 (M-8N)
⑯	一般動力TR盤No. 3 (M-13N)	㉟	非常動力配電盤 (M-8-1N)
⑰	一般動力配電盤No. 3 (M-13-1N)	㊱	非常コンセントTR盤 (M-9N)
⑱	一般動力TR盤No. 4 (空調動力盤N)	㊲	非常コンセント配電盤 (M-9-1N)
⑲	一般動力配電盤No. 4 (空調動力配電盤-1N)		



4階平面図 1:400